

【申請書を記入する前にご一読ください】

「学力に関する証明書」Q&A

「学力に関する証明書」とは、教育職員免許状（以下「免許状」と呼びます）を取得するにあたり必要となる単位数を、関係法規に定められる区分に則り集計した証明書です。

学力に関する証明書について、よくいただく質問とその回答をまとめました。

【証明書の特徴】

Q 「学力に関する証明書」は何を証明する証明書ですか？

A ある1つの免許状についての『基礎資格（学位の種類、在学期間）』、『教科及び教職に関する科目』、『教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目』の修得単位数を証明します。

なお、「学力に関する証明書」は1つの免許状について限定された証明書です（例：小学校一種用、中学校一種（英語）用、高等学校一種（公民）用など）。複数の免許状について取得単位数を証明するためにはそれぞれの免許状の「学力に関する証明書」が必要になります。

【証明書の用途】

Q 「学力に関する証明書」はどんなときに必要になりますか？

A 主な例としては①現時点で免許状取得要件を満たしており、教育委員会に免許状の申請を行う場合と、②現在は取得要件を満たしておらず、他大学等で不足単位数を修得する場合に必要となります。提出先は①が都道府県教育委員会、②が他大学等です。

【発行可能な証明書の種類】

Q どのように申し込めば良いのですか？

A 「学力に関する証明書」は原則として、在学時に所属学類で取得可能であった免許状（課程認定のある免許状）についてのみ発行できます。

本学在学時に課程認定の無かった免許状を、進学先の大学等で取得される場合は、本学在学時の所属学類で取得可能であった免許状の「学力に関する証明書」を申請し、提出先にて免許状取得に有効な単位数かどうか確認してもらうことになります。

また、提出先により必要書類が異なる場合がありますので、事前に提出先へ確認してください。

Q 提出先から『単位の流用』をされると言われたのですが、どの証明書が必要ですか？

A 提出先の指示により教育職員免許法別表第1にもとづき、異なる学校種間の単位を使用する（流用する）場合は、課程認定のある免許状の「学力に関する証明書」（1通）を申請してください。

【適用免許法】

Q 新法・旧法とは何ですか？

A 教育職員免許法の改正に伴い、「新法（現行の平成28年改正法）」・「旧法等」と区別して呼び、これに応じて証明書の内容が異なります。適用法令は本学入学年度だけでなく、他大学

等での単位修得状況などによっても変わりますので、事前に提出先へご確認ください。

【証明書の発行に要する期間】

Q 「学力に関する証明書」の発行にはどのくらい時間がかかりますか？

A 「学力に関する証明書」は申請受理後、発行まで1週間程度を要します。改正法の読み替え等、証明内容によっては一週間以上を要する場合がございますので、時間に余裕を持って申請してください。

【免許状の授与証明書】

Q 免許状を所有していることを証明する「授与証明書」を発行してもらえますか？

A 大学は免許状取得についての証明を行うことはできません。免許状授与権者である発行元の教育委員会に免許状授与証明書を申請してください。

なお、在学時に本学を通じて免許状を申請した場合の授与権者は、福島県教育委員会になります。